

【議案第73号】

浜田市まちづくりセンター条例の制定について

私は、議案第73号 浜田市まちづくりセンター条例について、討論を行います。

まずは、「協働のまちづくり推進条例」が、理念条例としてではありますが、遅ればせながらも成立していることは、評価するところであります。

さて、本定例会議に提案された「浜田市まちづくりセンター条例」は、理念条例である「協働のまちづくり推進条例」と、趣の違うものである事は、議員の皆様もご理解いただけているものと思います。

なぜならば、このセンター条例こそが翌年3月末で廃止となる「浜田那賀方式自治区制度」の後任となり、地域のこれからを担う大切な基地・組織を組み立て、活動の基礎となるものであります。

このように大切な条例でありながら、センター設置の目的、運営組織、中心となるセンター長の役割や責任、そして報酬の程度など、質疑への答弁は二転三転とするばかり。また、配置される主事は、公民館活動、まちづくり活動へどのように関わるのでしょうか。加えて、会計年度任用職員でありながら、任用の更新を5年と示したり、曖昧模糊な対応を柔軟な対応と言い換え、スタートしたいとの事でありました。

私が先日行った、職員数の不均等に対する答弁が、その最たるものと言えます。現在、管内人口約1,700人の公民館の総員が8名。管内人口約2,500人の公民館の総員が3名。このような不均衡の解決を先送りする理由として、「人数を減ずることによりまちづくり活動が後退する可能性があり、差し当たり現状を維持して進めていく」と述べておられます。

人数が減れば活動が後退する。

管内人口に捉われず、少ない職員数でもまちづくり活動へ支援を行い、活発化されてきた公民館もあります。すなわち、答弁は、多数の職員をこれまで配置してきた理由づけとしか受け取れません。人数に頼った活動であったのでしょうか。

不誠実で、不明確な、そして不確定な要素を残しての条例設置、そして、曖昧な決め事のままでの実施は、将来へ遺恨を残す事になりかねません。

これからの浜田市の為、ここは立ち止まり、本条例の内容を精査し、明確で分かりやすく、実践しやすい条例と解釈の上、同条件のコミュニティセンターとしてスタートし、3年間程度の検証期間で、運営体制や運営方式の検討を行うのが最良だと皆さんは思いませんか。

拙速にして荒い、ましてや強引なやり方は浜田市のためになりません。先ほども述べましたとおり、この条例を見直し、再提出がなされるよう、ここはこの条例を否決され

## 令和2年12月定例会議 川上 幾雄議員 反対討論

ますよう、議員皆様をお願いいたします。

以上、私の本条例制定に対する反対討論でございます。